

経営所得安定対策等のご案内

(1) 米価下落等に備えるセーフティネットのご案内

米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

農家抛出を伴う経営に着目したセーフティネットであり、米及び畑作物の農業収入全体の減少による影響を緩和するための制度です。

○**交付対象者**：認定農業者，集落営農，認定新規就農者（規模要件はありません。）

○**対象農産物**：米，麦，大豆，てん菜，でん粉，原料用ばれいしょ

○**制度の概要**

農業者の米，麦，大豆等の当年産の販売収入の合計（当年産収入額）が，過去の平均収入（標準的収入額）を下回った場合に，その差額の9割を補てんします。

$$\text{補てん額} = (\text{標準的収入額} - \text{当年産収入額}) \times 0.9$$

・補てんの財源は，農業者と国が1対3の割合で負担します。

・補てん後の積立金の残金は，翌年度へ繰り越されるため，掛け捨てにはなりません。

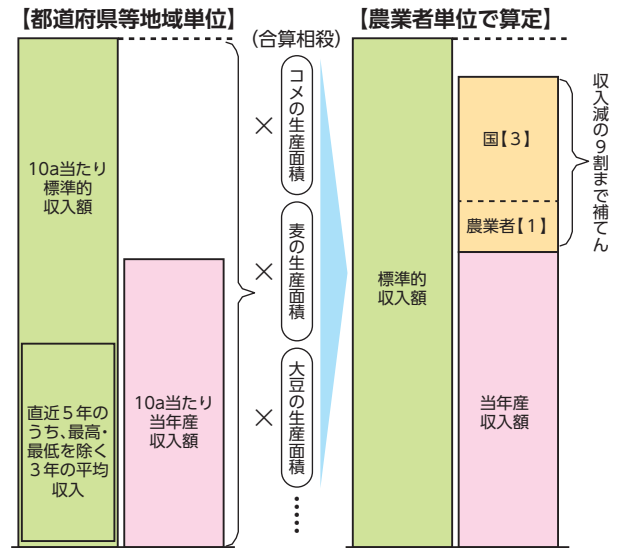
○**申込み時期**：4月1日から6月30日まで

○**申込み先**：地域農業再生協議会（市町村，JA等）

○**問合せ先**：東北農政局 宮城県拠点 地方参事官室

経営所得安定対策チーム

TEL：022-221-1105



農業経営収入保険

全ての農産物を対象に，自然災害による収量減少や価格低下をはじめ，農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補償します

○**加入できる方**：青色申告を行っている農業者（個人・法人）

○**対象収入**：農業者自ら生産した農産物の販売収入全体を対象とします

○**制度の概要**

・保険期間の収入が基準収入の9割（※）以下となった場合，下回った額の9割（※）を上限に補てんします（※青色申告の実績年数に応じ割合は選べます）

・農業者は保険料，積立金等を支払って加入します（分割払も可。積立方式に加入するかは選択できます）

・補てん金の支払いは保険期間の終了後となりますが，補てん金の受け取りが見込まれる場合，保険期間中に無利子のつなぎ融資が受けられます

《基本のタイプの例》

●例えば，基準収入1,000万円の方の場合，保険料8.9万円，積立金22.5万円，事務費2.2万円で，最大810万円の補てんが受けられます。

●このタイプは，保険期間の収入がゼロになったときは，810万円（積立金90万円，保険金720万円）の補てんが受けられます。

○**新規申込み期限**

個人：12月末（保険期間は1月～12月）

法人：事業年度の開始月の前日

（保険期間は事業年度の1年間）

現在，令和4年分の申込みを受付中です

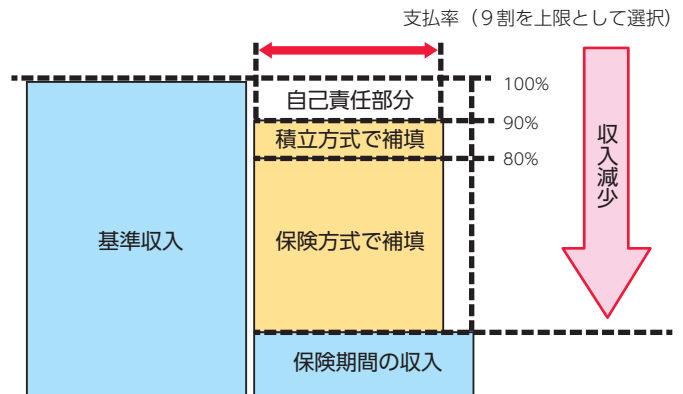
○**申込み・問合せ先**

宮城県農業共済組合

本所 TEL：022-225-6703



（※5年以上の青色申告実績がある者の場合）



「基準収入」は，過去5年間の平均収入（5中5）を基本に規模拡大など，保険期間の営農計画も考慮して設定

(2)米価下落（新型コロナウイルス感染症による業務用米の需要減）により農業経営に影響を受け、経営の維持・安定に向けた資金のご案内

令和3年9月21日現在

農業制度資金

資金名	農林漁業セーフティネット資金	農業経営基盤強化資金 (スーパーJ資金)	農業近代化資金	農業経営サポート資金	農林業災害対策資金
取扱融資機関	(株) 日本政策金融公庫		農業協同組合，銀行，信用金庫等	農業協同組合，七十七銀行	農業協同組合，銀行，信用金庫，信用組合のうち，市町村と災害対策資金利子補給契約を締結した金融機関 ※実施市町村については，融資機関にご確認ください。
資金使途	運転資金(長期) 事業継続のために必要な資金	設備資金(長期) 運転資金(長期) 農業経営改善計画の達成に必要な資金	農業経営の改善に必要な資金(長期かつ低利) ※農業改善を伴わない費用・単なる減取補填のみを目的とした借入は対象外	運転資金(短期) 経営の維持・安定を図るために必要な資金	運転資金(長期) 経営の維持・安定を図るために必要な資金
貸付対象者	認定農業者，認定新規就農者 主業農業者※ ※農業所得が過半を占める等	認定農業者	認定農業者，認定新規就農者 主業農業者※ ※農業所得が過半を占める等	農林業者 新型コロナウイルス感染症により経営に影響が確認できた方	農林業者 新型コロナウイルス感染症により経営に影響が確認できた方とを市町村が確認できた方
償還期間	【特例措置】※1 15年以内(うち据置3年)	25年以内(うち据置10年)	資金使途に応じ7～20年以内(うち据置2～7年以内)	1年	5～7年以内(うち据置1年)
貸付利率	0.16～0.20%(R3.8.19現在) 【特例措置】※1 貸付当初5年間実質無利子	0.16～0.20%(R3.8.19現在) 【特例措置】※1 貸付当初5年間実質無利子	0.20%(R3.8.19現在) (認定農業者等が借入れる場合) :0.16～0.20% 【特例措置】※1 貸付当初5年間実質無利子	0%(無利子)	0.25% 0%(無利子) ※農業協同組合が貸し付ける場合
貸付限度額	【特例措置】※1 1,200万円 (特認:年間経営費等の12分の12)	個人:3億円(特認6億円) 法人:10億円(特認20億円)	個人:1,800万円 (知事特認2億円) 法人・団体:2億円	下記のいずれか低い額 ①個人:150万円 (特認:300万円) 法人等:500万円 ②農林業経営被害額 (金融機関認定額)	下記のいずれか低い額 ①個人・団体:600万円(農林業所得が総所得の過半に満たない場合は:300万円) ②農林業経営被害額(市町村認定額)
保証等	【特例措置】※1 実質無担保・無保証人	【特例措置】※1 実質無担保・無保証人	【特例措置】※1 貸付当初5年間保証料免除 ・実質無担保・無保証人	農業信用基金協会の保証可能	農業信用基金協会の保証可能

※1 上記表示の【特例措置】は新型コロナウイルス感染症により経営に影響が発生していることを融資機関が確認できた方が対象となります。(令和3年産米価下落を含む)

ご利用にあたってのご注意

借入資格や要件等については，代表的なものだけを載せております。皆様が資金の借入をしようとする場合には，まず融資機関又は最寄りの農業改良普及センター・地方振興事務所（新型コロナウイルスに関する農業経営相談窓口・米価下落に伴う営農相談窓口）と十分に相談し，その上で必要な書類の作成を行ってください。また，各資金の借入に当たっては，事前に借り入れ内容の十分な審査を受けることとなりますので，融資が確実に実行されることを約束するものではありません。

お問合せ先

宮城県農政振興課経営構造対策班（電話：022-211-2835），最寄りの農業協同組合，銀行，信用組合等，（株）日本政策金融公庫仙台支店 農林水産事業（電話：022-221-2331），県内地方振興事務所 農振興部及び農業改良普及センター